

○日本政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定について（概要）

（昭和 63 年 12 月 15 日例規第 41 号／神刑総発第 823 号）

最終改正 平成 19 年 5 月 30 日例規第 21 号神管発第 286 号

国際熱帯木材機関(以下「機関」という。)は、1983 年の国際熱帯木材協定により設立された国際政府間機関であり、日本政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定(以下「協定」という。)は、機関がその本部において十分かつ能率的に任務を遂行することができるようにするため、機関並びにその職員、専門家及び加盟国の代表の地位、特権及び免除を定めたものである。

この通達は、協定のうち、我が国の警察運営に關係が深いと認められる事項について、犯罪捜査等の職務の執行に当たって、これらの特権及び免除を侵害することのないよう注意するほか、機関の任務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすことのないよう適切な処理を図るため、具体的な措置要領を定めたものである。